

銘柄米生産情報

会津若松市・磐梯町・猪苗代町

JA会津よつば（あいづ地区）・福島県会津農林事務所農業振興普及部

福島県農業共済組合会津支所・全農福島県本部

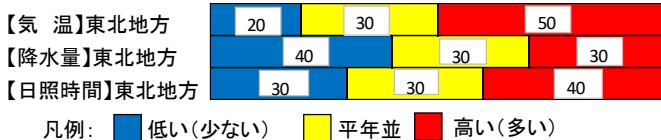
多様で競争力のある水田農業を構築しましょう！

主食用米から飼料用米や備蓄米、大豆・麦等高収益作物への転換を！

【作業の進捗状況と生育状況】

- 田植作業は、平年並～やや早く進みました。
- 田植後の活着はおおむね良好でした。

東北地方1か月予報 <仙台管区気象台 R5.6.1 発表> 向こう1か月の気温、降水量、日照時間の各階級の確率(%)



期間の前半は、天気は数日の周期で変わるでしょう。期間の後半は、平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。
平均気温は、高い確率50%です。

生育や土壤条件に応じた水管理

【分けつ期の水管理】

- ・茎数を早期に確保するため、水深3cm程度の浅水管理を続けましょう。
- ・昼間止水、夜間かん水を行うと、水温の日較差が大きくなり、分けつの発生が促進されます。
- ・ガスわき（還元障害）がある場合は、暖かい日を選んで、間断かんがいを行いましょう。

【中干しの実施】

- ・一株当たりの茎数が目標茎数の8割程度（表1を参照）になったら、中干しを行いましょう。
- ・溝切りを合わせて行うとしっかり中干しが行えます。
- ・中干しは田面に幅1cmほどの亀裂が入る程度まで行い、出穂30日前までに終わらせましょう。
- ・中干しが終わったら、間断かんがいを行いましょう。（低温が予想される場合は深水管理を！）

表1 品種・地帯別の1株あたりの目標茎数の目安

品種名	平坦地 (本/株)	山間高冷地 (本/株)
天のつぶ	23~25本	21~23本
ひとめぼれ	23~25本	23~25本
コシヒカリ	22本	
里山のつぶ		22~26本
チヨニシキ	23~25本	23~25本

～中干しの効果～

- ・土壤の中に酸素を供給できるので、根が健全化し、根張りがよくなる。
- ・窒素の吸収を抑えることができるので、無駄な分けつの発生を抑える。
- ・田面を固めることができるので、収穫時の作業性が向上する。

【溝切りの方法】

- ① 溝切りする1~2日前に落水し、表土を少し固めましょう。
- ② 約5m間隔で溝をつけ、枕ぎわ・枕地の溝と連結し、排水口に導きましょう。

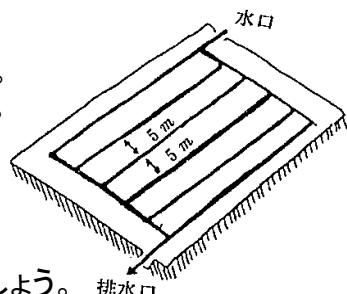


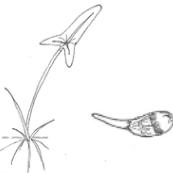
図1 溝切りの例

～さまざまにリスクに備え、収入保険に加入しましょう！～
青色申告を行っている農業経営者が対象です。お問い合わせは農業共済組合まで！

中・後期剤を活用した雑草対策

- ・残った雑草の種類や量に応じて、中・後期剤により追加防除を行いましょう。(表2参照)
- ・風が強い時は、薬剤が均一に広がりにくく、ドリフトや薬害の発生も懸念されるため、散布しないようにしましょう。
- ・農薬を使用する際は、最新の農薬登録情報を必ず確認し、使用基準を守ってください。
- ・農薬を使用したら必ず記帳しましょう。

表2 中期除草剤等の例

	ノビエ	ホタルイ	クログワイ	オモダカ	クサネム
主要雑草種類と特徴	 3葉期				
薬剤名 使用時期	クリンチャーエW 移植後20日～ノビエ6葉期 (但し、収穫30日前まで)	バサグラン粒剤(ナトリウム塩) 移植後15日～55日(但し、収穫60日前まで) ワイドアタックSC 移植後20日(イネ5葉期以降)～ノビエ6葉期(但し、収穫30日前まで)	クリンチャーバスME液剤 移植後15日～ノビエ5葉期(但し、収穫50日前まで)		

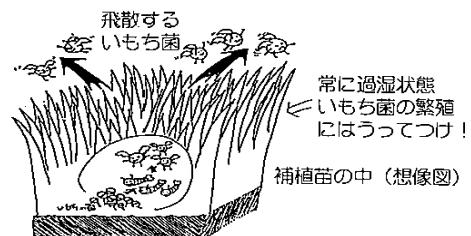
※雑草イネの発生を確認したら、抜き取りを行ってください。

斑点米カメムシ類防除対策

- ・畦畔等の草刈りを計画的に行いましょう。
- ・6月は、玄米を食害するカメムシの親となる世代が成長し、繁殖する時期です。
- ・畦畔やほ場周辺の草刈りを徹底し、玄米を食害するカメムシの個体数低減をめざしましょう。

いもち病対策 (薬剤の散布遅れに注意!)

- ・移植後に置き苗を放置している水田が多く見られます。置き苗は葉いもちの発生源となるため、速やかに撤去しましょう。
- ・いもち病に登録のある箱施用剤を使用しなかった水田では、必ず薬剤による防除を行いましょう。



オリゼメート粒剤	葉いもちには初発の10日前から初発時、穂いもちには出穂3～4週間前(但し、収穫14日前まで)
コラトップ粒剤5	葉いもちに対しては初発10日前～初発時、穂いもちに対しては出穂30日前～5日前まで
フジワン1キロ粒剤	葉いもちに対しては初発7～10日前、穂いもちに対しては出穂10～30日前(但し、収穫30日前まで)

=無人ヘリ、ドローン等で防除を行う方へ=

- ・無人航空機を用いて空中散布を実施する方は、安全ガイドラインや航空法等を遵守し、安全に努めて下さい。
- ・空中散布を実施する際には、書類を農林事務所及び市町村へ提出してください。
- ・お問い合わせは農林事務所農業振興普及部まで。